

令和5年度答申第61号
令和6年1月16日

諮問番号 令和5年度諮問第55号（令和5年11月10日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 労働者災害補償保険法31条1項に基づく費用徴収決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が雇用していた労働者の業務上の死亡事故について遺族補償一時金及び葬祭料の支給がされたところ、A労働局長（以下「処分庁」という。）が、当該死亡事故は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）31条1項3号に規定する「事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故」に該当するとして、同項の規定に基づき、当該支給に要した費用に相当する金額の一部を審査請求人から徴収する決定をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

- (1) 労災保険法31条1項3号は、政府は、事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故について保険給付を行ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することができると規定する。

(2) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）
20条1号は、事業者は、機械、器具その他の設備による危険を防止するため必要な措置を講じなければならない旨規定し、安衛法27条1項は、上記の規定により事業者が講ずべき措置は厚生労働省令で定める旨規定する。

これを受けて、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）158条1項本文は、事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、運転中の車両系建設機械に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に、労働者を立ち入らせてはならないと、同項ただし書は、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させるときは、この限りでないとして規定する。

安衛則94条の2第2号は、車両系建設機械は、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第7に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう旨規定し、同令別表第7の2項2号は、ドラグ・ショベルを掲げる。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

(1) B（以下「本件労働者」という。）は、土木工事の請負等を営む審査請求人に雇用されていた者であるが、令和4年6月24日、C川河川敷におけるD工事で、現場の測量を行っていたところ、同僚であるE（以下「同僚労働者」という。）が河川敷の整地作業のため後進させていたドラグ・ショベル（以下「本件車両」という。）にひかれ、医療機関に搬送されたが、骨盤骨折を原因とする外傷性出血性ショックにより死亡した（以下、この事故を「本件事故」という。）。

（履歴事項全部証明書、災害調査復命書）

(2) 本件労働者の子は、令和4年7月21日、F労働基準監督署長（以下「本件労基署長」という。）に対し、遺族補償一時金及び葬祭料の支給を請求した。

本件労基署長は、令和4年8月30日付けで、本件事故は業務上の事由によるものであるとして、本件労働者の子に対し、遺族補償一時金651万8000円及び葬祭料51万0540円の支給を決定し、それぞれ、同年9月7日、支給した。

（遺族補償一時金支給請求書、葬祭料請求書、各支払決議書）

- (3) 審査請求人の代表者であるG（以下「代表者」という。）は、令和4年11月21日付けで、安衛法119条1号、20条1号及び27条1項並びに安衛則158条1項違反により略式起訴され、H簡易裁判所は、同年12月1日付けで、罰金20万円の略式命令をした。審査請求人も、同年11月21日付けで、安衛法122条（両罰規定）の規定により略式起訴され、同裁判所は、同年12月1日付けで、罰金20万円の略式命令（以下「本件略式命令」という。）をした。

（審査請求人及び代表者に係る起訴状及び略式命令謄本）

- (4) 処分庁は、令和5年1月13日付けで、審査請求人は労災保険法31条1項3号の規定に該当すると認められるとして、審査請求人から上記(2)の保険給付に要した費用に相当する金額の一部である210万8562円を徴収する旨の決定（以下「本件決定」という。）をした。徴収金額の内訳は、遺族補償一時金分195万5400円及び葬祭料分15万3162円である。

（労働者災害補償保険法第31条の規定に基づく費用徴収の決定通知書）

- (5) 審査請求人は、令和5年4月10日、審査庁に対し、本件決定を不服として審査請求をした。

（審査請求書）

- (6) 審査庁は、令和5年11月10日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

- (1) 本件事故の際、審査請求人には、同僚労働者に整地作業を行わせるに当たり、運転中の本件車両に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれがあったにもかかわらず、誘導者を配置せず、本件労働者を本件車両の作業範囲内に立ち入らせ、もって機械による危険を防止するための必要な措置を講じていなかった安衛法違反の事実があったが、その違反と本件事故の発生との間には因果関係は存在していない。

同僚労働者には、業務上過失致死事件として罰金30万円が言い渡されていることから明らかなおおりに、本件労働者の死亡は、同僚労働者の過失によるものであると認定されている。

これに対し、審査請求人及び代表者に対する司法の認定事実では、安衛法違反（誘導員の未配置）の事実だけが認定され、そのことによって本件

労働者が傷害を受け、死亡したとの認定とはなっていない。このことは、司法上、本件事故につき、事故発生の原因は同僚労働者の過失にあり、審査請求人が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害ではないことを認定しているものである。

(2) また、本件事故現場の近くにあった測量ロッドは損傷しておらず、本件労働者は測量作業中ではなく、自らの測量作業を終えた後、同僚労働者が整地する作業を行っている最中に、整地作業の範囲内に立ち入り、後進する本件車両にひかれた可能性が極めて高い。この場合、本件労働者の過失は大きいものがあり、本件労働者の過失5割という判断も十分あり得る。このように本件労働者の過失が5割ということは、審査請求人の安衛法違反の事実と本件事故の発生との間に相当因果関係がないということになる。

(3) 本件事故の発生につき、代表者は本件事故直前に現場を訪れて作業状況を確認し、何ら事故発生の兆候がないことを確認した上、現場を離れたものである。その十数分後に本件事故が発生したものであり、本件事故を予見することは不可能であって、審査請求人に故意がないことは明らかである。重大な過失については、本件車両による作業範囲につき、カラーコーンによる立入禁止措置を採っておらず、その代替として誘導者の配置もしていなかったが、ドラグ・ショベルによる作業時には危険があるので作業範囲に立ち入ってはならないことを安全指導の一環として常日頃注意しており、これまでドラグ・ショベル等の作業車が従業員と衝突する事故は一度も発生していないこともあり、一般人の立入禁止措置がなされていて測量作業員を含め従業員のみがドラグ・ショベルによる作業をするときに、作業員と接触する危険性がないものと判断し、上記の措置をしていなかったものである。また、上記のとおり、代表者が本件事故を予見することは不可能であった。

したがって、審査請求人の故意又は重大な過失の不存在は明らかである。

(4) 安衛則158条1項の「運転中の車両系建設機械に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所」とは具体的にどのような場合か明らかでなく、本件事故は「労働者災害補償保険法第25条（事業主からの費用徴収）の規定の取扱いについて」（昭和47年9月30日付け基発第643号労働省労働基準局長通達。以下「本件局長通達」という。）2（1）ロの「法令に危害防止のための直接的措置が規定されているが、その規定する措置が具体性に欠けている場合」に該当し、審査請求人がこれ

までに同種の事故を起こしていないことから「事業主が監督行政庁より具体的措置について指示を受け、その措置を講ずることを怠つたために事故を発生させた」とは認められず、審査請求人には故意又は重大な過失に該当する事実は存在していない。

(5) 審査請求人は、毎日の作業につき、作業内容、危険ポイント、具体的な災害防止対策を作業の前後に確認する危険予知活動表を作業現場ごとに作成しているほか、重機の危険性を指摘し接触に気をつけるよう指示するなど、日常的に災害防止対策の確認活動を行っている。これらの活動は事故防止に寄与し得る一定の措置を講じていたと認められるものである。

(6) したがって、本件処分取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

- 1 本件審査請求の論点は、本件事故が、事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故に該当するか否かである。
- 2 本件局長通達は、労災保険法25条1項2号（現在の31条1項3号）に基づく徴収金は、「法令に危害防止のための直接的かつ具体的な措置が規定されている場合に、事業主が当該規定に明白に違反したため、事故を発生させた」と認められるとき」（2（1）イ）に徴収すると規定している。また、「労働者災害補償保険法第31条第1項第3号に基づく費用徴収の適正な取扱いについて」（平成24年3月29日付け基労補発0329第2号厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長通知）の1では、上記の本件局長通達「当該規定に明白に違反した」とは、送検事例の全てが該当となるものではなく、送検事例のうち、何ら防止措置を講じていなかったと認められる場合に費用徴収すべき事案に該当するものであり、不十分であっても事故の防止に寄与し得る一定の措置を講じていたと認められるときには、該当せず、また、「当該規定に明白に違反したため、事故を発生させた」と認められるときに費用徴収を行う場合は限られることから、事故の直接発生原因ではない事項に法令違反が認められたとしても、費用徴収の対象にはならない、と示している。
- 3 「法令に危害防止のための直接的かつ具体的な措置が規定されている場合」に該当することについて
 - (1) 審査請求人は、刑事処分から明らかなおり、本件事故は同僚労働者の過失によるものであると認定され、審査請求人には、安衛法違反の事実だけが認定されていることは、司法上、本件事故発生の原因は同僚労働者の

過失にあり、審査請求人が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害ではないことを認定している旨主張する。

また、審査請求人は、本件事故は、本件労働者の過失5割という判断も十分にあり得る事案であり、審査請求人の安衛法違反の事実と本件事故の発生との間に相当因果関係がないこと、審査請求人は本件事故を予見することは不可能であること（故意の不存在）、審査請求人は、これまでドラグ・ショベル等の作業車が従業員と衝突する事故は一度も発生していないこともあり、一般人の立入禁止措置がなされ、従業員のみがドラグ・ショベルによる作業をするときには作業員と接触する危険性がないものと判断し、カラーコーンを置く等の立入禁止措置又は誘導員の配置はしていなかったこと（重大な過失の不存在）を主張する。

しかし、安衛法の安全措置義務は、安全配慮義務を前提として事業者特に義務付けられている措置義務であり、労働者の過失責任（刑法上の業務上過失）と同列とは考えられず、労災保険法31条1項3号の判断の基準となる法令は、飽くまで事業者の安全措置義務である安衛法であり、同僚労働者の過失責任（刑法上の業務上過失）が認められている等の事実をもって、事故の発生と審査請求人の安衛法違反に相当因果関係はないとする主張は、採用できない。

また、本件事故は、カラーコーンによる作業場所の分離又は誘導員の配置、当日の本件車両と労働者の作業場所を明確に区分し立入禁止エリアを設定するような具体的な指示や運転者への注意喚起といった接触防止措置が講じられていたならば、未然に防ぐことができたことは明らかであり、安衛法20条1項及び安衛則158条1項に規定する義務への違反により発生したものといえる。

- (2) 審査請求人は、安衛則158条1項の「運転中の車両系建設機械に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所」とは具体的にどのような場合のことかが明らかでないため、本件事故の場合、本件局長通達の2(1)ロの「法令に危害防止のための直接的措置が規定されているが、その規定する措置が具体性に欠けている場合」に該当する旨主張する。

しかし、安衛則158条1項の規定は、運転中の車両系建設機械（ドラグ・ショベル）に接触する可能性のある作業範囲内に労働者を立ち入らせてはならないことを意味することは、同項の規定から明白であり、審査請求人の主張は採用できない。

- 4 「事業主が当該規定に明白に違反したため、事故を発生させたと認められるとき」の該当性の判断について、「不十分であっても、事故の防止に寄与し得る一定の措置を講じていたと認められるとき」には該当しないことについて

審査請求人は、①災害防止措置等を含めた作業計画書の作成、②本件事故発生当日の作業開始前に行われた口頭による接触災害に関する注意、③ドラグ・ショベルの接触災害防止のための合図の方法等が記されたマニュアルの備付けの取組を行っており、審査請求人の採っていた種々の安全対策は、これまで作業車と従業員が衝突する事故が一度も発生していないことから、本件事故の防止に寄与し得る一定の措置を講じていた旨を主張する。

しかし、①は、労働者に対する口頭説明にとどまり、計画書の中で措置を講じることとしていたバリケード・トラロープ・カラーコーンの設置による車両系建設機械との接触防止措置は全く講じられておらず、誘導者も配置されていないこと、②は、接触災害に関する形式的な注意喚起にとどまるものであって具体的指示が行われたものではなかったこと、③は、事実上形骸化しており、遵守されていなかったものである。

また、審査請求人は、④常日頃から重機の作業範囲に立ち入ってはならないと注意指示し、⑤毎日の作業において作業現場ごとに危険予知活動表を作成しており、これらは災害防止に資する一定の取組に該当する旨も主張するが、④は、形式的な注意喚起にとどまっており、具体的な対策といえるものではないし、⑤は、処分庁が本件事故発生日時点で確認した令和4年5月31日から同年6月20日までの危険予知活動表では、重機との接触に関する危険予知は何ら含まれていない。

以上のように、審査請求人は、災害防止に資する一定の措置すら講じていないと判断せざるを得ず、「不十分であっても、事故の防止に寄与し得る一定の措置を講じていたと認められるとき」には該当しない。

- 5 以上のことから、本件決定は妥当であり、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきである。

なお、審理員の意見も、おおむね同旨である。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和5年11月10日、審査庁から諮問を受け、同月30日、同年12月7日及び令和6年1月11日の計3回、調査審議をした。

また、審査請求人から令和5年11月24日、主張書面及び資料の提出を受

け、審査庁から同年12月4日、主張書面及び資料の提出を受けた。

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

(1) 一件記録によれば、本件審査請求の受付（令和5年4月10日）から本件諮問（同年11月10日）までに7か月の期間を要しているところ、特に、①本件審査請求の受付から審理員の指名（同年6月2日付け）までに2か月近く、②弁明書の受付（同月29日）から弁明書副本の送付（同年7月27日付け）まで約1か月、③反論書の受付（同年8月21日）から審理員意見書の提出（同年10月25日）まで約2か月に費やしている。しかし、①は、審査庁には専ら審理手續を担う部署があるから審理員の選定に時間を要するとは考えられないし、②及び③では、特段、期間を要する調査が行われた形跡はうかがわれないから、このような期間を要したことについて特段の理由があったとは認められない。審査庁は、簡易迅速な手續の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法（平成26年法律第68号）の目的（1条1項）を踏まえ、審査請求事件の進行管理を改善することにより、事件の手續を迅速に進める必要がある。

(2) 上記(1)で指摘した点以外には、本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件決定の違法性又は不当性について

本件では、本件事故が審査請求人の故意又は重大な過失により生じたものであるかが問題となっていることから、以下、この点について検討する。

(1) 次のアからオまでの事実は、審査関係人に争いが無い、関係資料により認められるものである。

ア 本件事故時、同僚労働者が本件車両を後進させながら河川敷の整地作業をしていたところ、何かに乗り上げた感触を感じ、すぐさま本件車両を一旦前進させた上で停止して、運転席から降りて確認したところ、腹部から出血した状態で倒れている本件労働者を発見した。

(災害調査復命書)

イ 審査請求人は、立入禁止措置を含む作業計画を定めていたが、実際には、本件車両との接触防止に係る立入禁止措置や誘導者の配置をしていなかった。

(災害調査復命書、審査請求書、供述調書(代表者))

ウ 同僚労働者が運転していた本件車両の運転席の脇には、「重機の運転の心得」と題するマニュアルが備え付けられ、それには、「後進は周囲

の人がすべて安全な場所にいることを確認し、警報を鳴らしてから行う。」と記載されているが、同僚労働者は、本件事故の前に本件車両を後進させる際には警報による合図をしていなかった。

(災害調査復命書、供述調書(同僚労働者))

エ 代表者は、本件事故発生日の朝、本件労働者らに対し、重機との接触に気をつけるよう口頭で注意していた。

(供述調書(代表者)、災害調査復命書)

オ 審査請求人は、本件略式命令に対し、正式裁判の請求をしなかったの
で、令和4年12月17日、本件略式命令は確定した。

(既決犯罪通知書(乙))

(2) 安衛法20条1号は、事業者は、機械、器具その他の設備による危険を防止するため必要な措置を講じなければならないことを義務付け、事業者が講ずべき措置を具体的に定める安衛則158条1項は、事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、誘導者を配置し、その者に同機械を誘導させる場合を除き、運転中の車両系建設機械に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に、労働者を立ち入らせてはならないことを義務付けている(以下、この措置を義務付けることを「本件義務」という。)(上記第1の1(2))。

安衛法によって事業者は課せられた本件義務は、労働災害防止のための最低基準として定められた義務であり(安衛法3条1項)、事業者が本件義務を全く履行しなかったことにより労働災害が発生したときは、当該事業者には労働災害を生じさせた重大な過失があると認めるのが相当である。もっとも、本件義務は労働者を所定の箇所に物理的に立ち入らせてはならないことを義務付けるものであり、事業者が本件義務以外の労働災害の防止に寄与し得る措置を講じていたなどの特段の事情があるのであれば、それも考慮して判断することが適当である。

なお、審査請求人は、当審査会に提出した主張書面で、審理員の判断についてではあるが、労災保険法31条1項3号該当性判断に、同号に定めのない安衛法上の措置義務の不履行を用いるのは違法である旨主張するところ、同不履行を用いて判断すべきものであるのは上記のとおりであって、審査請求人独自の主張といわざるをえない。

(3) そこで、まず、審査請求人が本件事故時に本件義務を全く履行していなかったか否かについて検討する。

上記（１）イによれば、本件事故時、審査請求人がカラーコーンを置く等の立入禁止措置を講じておらず、本件車両の誘導者も配置していなかったことに争いはなく、審査請求人は、本件義務を全く履行していなかった。このことにより、本件労働者は、制限を受けることなく本件車両を用いた作業範囲に立ち入ることができたことになる。そして、本件車両を用いた作業範囲内で、本件事故は発生した。そうすると、本件事故は、審査請求人が本件義務を全く履行しなかったことにより発生した事故であるといえる。

なお、審査請求人は、上記第１の３（３）のとおり、本件義務を履行しなかった理由や本件事故を予見することは不可能であったことを縷々主張するが、本件義務を履行しなかったことに変わりはない。

（４）次に、本件において、審査請求人が本件義務以外の労働災害の防止に寄与し得る措置を講じていたなどの特段の事情があるか否かについて検討する。

ア 審査請求人は、毎日の作業につき、作業内容、危険ポイント、具体的な災害防止対策を作業の前後に確認する危険予知活動表を作業現場ごとに作成していると主張する（上記第１の３（５））。

災害調査復命書及び反論書に添付された危険予知活動表の様式をみると、上から、最上段に「グループの作業内容」欄が、上段に「危険のポイント」欄（「墜落する」等の例示がある。）と同欄の記入事項に対応する「リスク評価」欄（「重大性」等の四つの項目からなる。）及び「私たちはこうする（具体的な災害防止対策）」欄が、中段に「参加者名」欄と同欄の各人に対応する「体調確認」欄及び「各人の作業内容」欄が、下段に「職長・リーダーのチェック項目」と題した開始前と終了時のチェック項目の欄が、最下段に「確認欄」と題した「統責者」、「担当者」、「巡視内容」及び「是正・不備」の各欄がある。そして、①災害調査復命書に添付の同活動表は、令和４年５月３１日から同年６月２０日までのもの、②反論書に添付の同活動表は、同年５月３１日から同年７月２８日までのものである。

そこで、①と②の危険予知活動表を比べると、まず、全て、①は最下段の「統責者」及び「担当者」の欄に記載はないが、②はそれぞれ別の押印がされている。次に、①と②で日付が共通する令和４年５月３１日から同年６月２０日までのもののうち、（ア）同年５月３１日から同年６月３日

までのものは、全て、上段の「危険のポイント」欄を含め、同じものであると認められ（ただし、②の同日のものは、「参加者名」欄の氏名が①に比べ1名分多い。）、（イ）それ以外の日付のものは、全て、①は、上段の「危険のポイント」欄、「リスク評価」欄及び「私たちはこうする（具体的な災害防止対策）」欄に記載はないが、②は、それらの欄に何らかの記載がされている（そのほかの欄は、一部の日付のものを除き、①と②で、中段の「参加者名」欄の氏名を始め、同じ内容の記載が同じ筆跡によりされている。）と認められる。また、反論書にのみ添付されている本件事故当日（同月24日）の同活動表をみると、「グループの作業内容」欄には「河床整正作業」と、「危険のポイント」欄には「河床で転倒」と記載され、「リスク評価」欄に記載はなく、「私たちはこうする（具体的な災害防止対策）」欄には「水面内には入らない」と記載されている。

このように、本件事故当日（令和4年6月24日）に調査した結果である災害調査復命書に添付の危険予知活動表（上記①）は、同月20日までのものであり、しかも、同復命書によれば、同活動表は後日まとめて作成されている、本件事故当日の時点では、同月20日までのものしか作成されておらず、本件事故当日のものは作成されていなかったとされている。そして、同復命書よりも後に作成された反論書（令和5年8月13日付け）に添付された同活動表（上記②）には、上記のとおり、①にはなかった押印や記載がされていることに加え、本件事故当日のものも含まれている。こうした同活動表の提出の経緯や記載内容の相違を踏まえると、本件事故当日を含め一連の作業当日に、少なくとも、「危険のポイント」欄、「リスク評価」欄及び「私たちはこうする（具体的な災害防止対策）」欄の記載はされていなかったと考えるのが合理的である（仮に、本件事件当日にそれらが記載されていたとしても、上記のとおり、その日の同活動表に記載されていた危険のポイントは「河床で転倒」であり、具体的な災害防止対策は「水面内には立ち入らない」となっている。）。そうすると、同活動表の作成は、本件事故の防止に寄与し得る措置と評価することはできない。

なお、審理員は、審査請求人が、弁明書に添付の災害調査復命書の記述や同活動表（上記①）とは異なり、上記②の同活動表を添付した反論書で具体的に日付を記して、同活動表で重機の危険性を指摘している旨主張しているにも関わらず、これを検証することなく、災害調査復命書の記述の

とおりに同活動表には重機との接触に関する記述は含まれていない旨認定している。今後、審理員は、反論書で主張のあった事項を十分検証して審理手続を進める必要がある。

イ また、審査請求人は、重機の危険性を指摘し指示するなど、日常的に災害防止対策の確認活動を実施しているとも主張する（上記第1の3（5））。実際、上記（1）エのとおり、本件事故当日も、代表者から本件労働者らに対して重機との接触に気をつけるよう指示があった。しかし、その指示の内容は、機械の作業範囲内に入らないように（供述調書（代表者））といった形式的なものにとどまっており、具体的な指示がなければ、結局、労働者個人の注意に頼らざるを得ないから、本件事故の防止に寄与し得る措置と評価することはできない。

ウ 審査請求人は、①災害防止措置を含めた作業計画書の作成（上記（1）イ）、②本件車両の接触災害防止のための合図の方法等が記されたマニュアルの備付け（上記（1）ウ）の取組を行っていたことから、本件事故の防止に寄与し得る一定の措置を講じていたと考えられなくもない。

しかし、①作業計画書の「危険範囲立入禁止措置」の欄には、「バリケード」、「トラロープ」及び「カラーコーン」が丸で囲まれているが、同計画書は発注者に提出するため書面で作成されたもの（災害調査復命書）で、実際には、上記（1）イのとおり、立入禁止措置は講じられていない。また、②本件車両の運転席にマニュアルは備え付けられているが、上記（1）ウのとおり、同マニュアルに記載された後進時の警報による合図はされていない（同僚労働者も、本件事故時の状況について、本件車両に乗り込む直前に周囲には誰もいなかったと述べるものの、後進時に警報による合図をしたことには言及していない（供述調書（同僚労働者））。）から、同マニュアルは遵守されていなかった。

エ したがって、審査請求人が本件義務以外の労働災害の防止に寄与し得る措置を講じていたなどの特段の事情があるとは認められない。

（5）なお、審査請求人は、本件事故は業務上過失致死事件として同僚労働者の過失が認定されているのに対し、審査請求人及び代表者には安衛法違反の事実だけが認定され、当該違反によって本件労働者が死亡したとの認定になっていないから、本件事故は司法上、審査請求人が故意又は重大な過失により生じさせたものではないということが認定されている旨主張する（上記第1の3（1））とともに、本件労働者の過失も大きく、審査請求

人の安衛法違反の事実と本件事故の発生との間に相当因果関係がない旨主張する（上記第1の3（2））。

しかし、一件記録によると、同僚労働者は、令和4年12月7日付けで、刑法211条前段違反により略式起訴され、H簡易裁判所は、同月15日付けで、罰金30万円の略式命令をしていることが認められるが、審査請求人が刑事処分を受けたのは、安衛法違反被告事件であるから、審査請求人の当該被告事件において、安衛法違反によって本件労働者が死亡したとの認定がされていないのは当然のことであり、審査請求人の本件義務違反と本件事故との因果関係を否定する根拠にはならない。上記（3）のとおり、本件事故は、審査請求人がカラーコーンを置く等の立入禁止措置又は誘導員の配置措置を講じていなかったこと、すなわち、本件義務を全く履行していなかったことにより発生した事故である。

（6）以上のことから、本件事故は、審査請求人が、本件義務を全く履行しなかったことにより発生したと認められ、かつ、本件義務以外の本件事故の防止に寄与し得る措置を講じていたなどの特段の事情もないことから、労災保険法31条1項3号に規定する「事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故」に該当するといえることができる。

（7）そして、本件決定における徴収金の額（上記第1の2（4））は、本件労働者の子に支給された保険給付の額（上記第1の2（2））の100分の30に相当する額である。労災保険法31条1項の委任を受けた労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）44条は、徴収金の額は、厚生労働省労働基準局長が定める基準に従い、所轄都道府県労働局長が定めるものとする旨規定し、本件局長通達では、徴収金の価額は保険給付の額に相当する額の100分の30に相当する額とすることとされており、本件決定の徴収金の額はこれに従ったものであるから、適正である。

（8）したがって、本件決定に違法又は不当な点は認められない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委 員 三 宅 俊 光
委 員 佐 脇 敦 子
委 員 中 原 茂 樹